

入札参加者各位

建築都市総務課契約室長

令和2年7月豪雨災害に伴う現場代理人の特例措置について

このことについて、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

今般、令和2年7月豪雨災害に伴う現場代理人の特例措置として、以下の条件をすべて満たす場合に「現場代理人」の兼務を4件まで認めるものとする。

- ① 工事現場の相互の間隔が路程で20km程度の近接した場所であること。
- ② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと建築都市総務課契約室長が認めるものであること。
- ③ 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- ④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
- ⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

※ただし、「経營業務の管理責任者」又は「営業所の専任技術者」のいずれかに該当する場合は、現場代理人になることが出来ませんのでご注意ください。

※兼務できる工事は建築都市部発注工事に限りませんが、その際は相手方発注者の承認が必要です。

(特例措置を利用する上での留意点)

- ・兼務できる工事は八女県土整備事務所管内に限ります。
- ・今回の特例措置により3件の現場を兼務する場合は、最低1件の現場が八女市内にあること、4件の現場を兼務する場合は、最低2件の現場が八女市内にあることが必要です。
- ・八女市以外での現場間の兼務は従前の取扱い（距離10km程度）となります。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに（契約締結前に）別紙様式により申請して下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。

この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約を締結できません。

なお、これまで同様、今回の特例措置においても、品質・安全確保の徹底を図ること。